

浜松市三ヶ日B & G海洋センター利用許可及び減免申請書

平成 年 月 日

浜松市三ヶ日B & G海洋センター指定管理者（三幸株式会社）

内のみ
ご記入ください。

住所（所在地）	
団体名	
代表者氏名	⑧
連絡先（電話）	
FAX	

下記のとおり施設を利用したく、利用許可及び減免申請書を提出いたします。

なお、利用においては、裏面の利用に関する条件を遵守いたします。

利用施設 (利用施設に○を) ※用紙1枚に対し施設	アリーナ	全面 ・ 半面	格技場	会議室
	プール	(1 ・ 2 ・ 3 コース)		
利用目的及び内容 (利用内容に○又は 記入を)	バレーボール ・ バスケットボール ・ インディアカ ・ フットサル 柔道 ・ 剣道 ・ 空手 ・ 競泳 ・ その他 ()			
利用月日（曜日） 使用時間 (利用月ごとに記入 ください)	平成 年 月			
	日 ()	時	分 ~	時 分
	日 ()	時	分 ~	時 分
	日 ()	時	分 ~	時 分
	日 ()	時	分 ~	時 分
利用団体（利用団体 に○又は記入を)	少年団 ・ PTA ・ 自治会 ・ 学校 ・ 自主グループ ・ 一般個人 その他 ()			
利用予定人数	合計	名	内訳	大人 名 ・ 子供 名
減免申請 (該当する 番号を 選んで () 内に 記入)	(1) 市長が別に定めるところにより認定する身体障害者、知的障害者、精神障害者又は高齢者の団体が利用する場合...免除			
	(2) 市内の小学校又は中学校の管理下において正規の教科以外の活動に利用する場合...5割			
	(3) 公益財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団の登録を受けているスポーツ少年団が利用する場合...5割			
	(4) 総合型地域スポーツクラブ(地域におけるスポーツの振興を主たる目的とする団体のうち市長が別に定めるものをいう。)が利用する場合...5割			
浜松市B&G海洋センター条例施行規則（平成17年6月30日・浜松市規則第201号）第7条2の示しに従い、海洋センターの多目的ホール、体育館及び会議室の利用並びにプールの専用利用の場合において、条例第9条に規定する規則で定めた上記の () に該当する為、利用料金の減免を申請いたします。				

浜松市三ヶ日B & G海洋センター利用許可及び減免申請者 様

浜松市三ヶ日B & G海洋センター利用許可及び減免申請許可書

貴団体より申請のありました当施設の利用許可及び減免申請について、申請のとおり許可いたします。

許可印 ※印無きは無効 (受付者 /)

浜松市三ヶ日B&G海洋センター利用に関する条件

- 1 施設、設備等を汚損又は損傷しないこと。
- 2 許可された施設以外へ立ち入らないこと。
(プール利用者以外の更衣室・シャワー利用の禁止)
- 3 所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。
(アリーナ内・格技室は飲食禁止)
- 4 喫煙は館外の喫煙場所のみとし、その際は、外履きに替えること。
- 5 利用後は清掃をし、紙くず等は持ち帰ること。
- 6 貸し館時間は、準備、片付け時間を含む。
- 7 施設内での物品を展示、販売又はこれらに類する行為をしないこと。
- 8 他人に危害を及ぼしもしくは迷惑となる物品、動物の類を携帯あるいは連行しないこと。
- 9 車を指定の場所以外へ乗り入れたり、駐車したりしないこと。
(体育館を利用される場合は、長時間の利用になりますので、プール南側への駐車にご協力ください。)
- 10 利用により浜松市又は他人に損害を与えたときは、利用者が責任を持って弁償すること。
- 11 利用により起きた事故については、利用者の責任においてこれを処理すること。
- 12 利用者は、利用の権限を譲渡し、又は転貸しないこと。
- 13 浜松市及び教育委員会が公用又は公共の用に供する必要が生じたとき、許可条件に違反する行為をしたとき、その他管理上支障があると認めるときは、この許可を取り消します。
- 14 利用が終わったときは、利用者は直ちに現状に回復し、係員に報告すること。
- 15 前各号に定めるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。
- 16 体育施設のキャンセル限界日は使用の10日前であり、限界日以降のキャンセルは出来なくなります。限界日以降は、納付済の使用料は還付できません。また、未納付の場合は、使用料を納付していただくこととなりますので、ご了承ください。